

副本

初回期日 令和7年2月13日 午前10時00分

令和6年（ネ）第232号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 高野邦夫

被控訴人 国

答 弁 書

令和7年1月30日

広島高等裁判所第4部口係 御中

被控訴人指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部（送達場所）

（電 話 082-228-5485）

（FAX 082-502-3660）

上 席 訟 務 官 高 野 剛

上 席 訟 務 官 山 本 勝 宏

訟 務 官 千 同 舞

訟 務 官 齊 藤 慎 也

法 務 事 務 官 石 井 秀

法 務 事 務 官 益 原 珠 代



とから、その取消しを求めているものと解されるが、その主張は理由がない。

すなわち、裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をするのであって（民事訴訟法243条1項）、訴訟を完結する判決をいつするかは、裁判所が職権をもって判断すべきことであり、裁判所の裁量に属する（最高裁判所第三小法廷昭和22年12月5日判決・最高裁判所裁判集民事1号11ページ）。第一審の裁判官は、第1回口頭弁論期日で訴訟が裁判をするのに熟したと判断して弁論を終結し、その後判決を言い渡したところ、その判決における判断は正当なのであって、第一審の判決の手續に法律違反はない。

また、弁論主義とは、判決の基礎となる訴訟資料の提出を当事者の責任であり権能であるとするものであって、弁論終結や終局判決の時期とは関係がない。

したがって、原判決の手續に法律違反がないことは一見して明らかであり、控訴人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

とから、その取消しを求めているものと解されるが、その主張は理由がない。

すなわち、裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をするのであって（民事訴訟法243条1項）、訴訟を完結する判決をいつするかは、裁判所が職権をもって判断すべきことであり、裁判所の裁量に属する（最高裁判所第三小法廷昭和22年12月5日判決・最高裁判所裁判集民事1号11ページ）。第一審の裁判官は、第1回口頭弁論期日で訴訟が裁判をするのに熟したと判断して弁論を終結し、その後判決を言い渡したところ、その判決における判断は正当なのであって、第一審の判決の手續に法律違反はない。

また、弁論主義とは、判決の基礎となる訴訟資料の提出を当事者の責任であり権能であるとするものであって、弁論終結や終局判決の時期とは関係がない。

したがって、原判決の手續に法律違反がないことは一見して明らかであり、控訴人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上